

【資料3】

令和6年度行政評価に係る外部評価の実施について（案）

1. 実施根拠

旭市行政評価実施要綱第5条の規定に基づき、行政改革推進委員会に対し、行政評価の結果について第三者的視点による意見を求めます。

2. 目的

外部評価を実施することで、今後の事業のあり方に関する市民目線の意見等を取り入れ、事業の成果の向上に結びつけることを目的とします。

3. 日程 令和6年8月27日（火）

※第3回行政改革推進委員会において実施

4. 対象事業

事務事業の状況を総合的に判断した評価である「事務事業の進捗」が、令和5年度の実績について最も低い評価の「停滞」と判定された事業及び過去に外部評価を実施したことがない事業から、市民目線の意見を取り入れることが適当と思われる事業を事務局が次のとおり選定。この中から、行政改革推進委員会で3事業程度を選定いただき外部評価を実施します。（1事業あたり35～45分）。

No.	事務事業名	担当課名
1	有害鳥獣駆除事業	農水産課
2	商業活性化推進事業(商店街等施設及び景観整備事業)	商工観光課
3	あさひ健康福祉センター運営事業	社会福祉課
4	海上健康増進センター管理費(活動費含む)	健康づくり課
5	いいおかけんこうセンター管理費(活動費含む)	健康づくり課
6	福祉タクシー利用助成事業	社会福祉課
7	干潟公民館活動費(干潟公民館活動費)(講座)	生涯学習課
8	移住・定住促進事業（定住促進奨励金交付事業） （若者世帯住宅取得奨励金交付事業）	企画政策課
9	あさひ健康パーク維持管理費	都市整備課
10	不法投棄防止活動事業	環境課